

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		指定第一号事業者の指定
根拠条例・規則名		介護保険法
条 項		第115条の45の5第1項
所 管 部 課		福祉局 長寿応援部 介護保険課 (電話：048-829-1265)
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	<p>法令所管省庁からの通達に基づいています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・さいたま市介護予防訪問介護サービスの人員、設備及び運営に関する要綱（平成29年さいたま市告示第511号）</li> <li>・さいたま市家事支援型訪問サービスの人員、設備及び運営に関する要綱（平成29年さいたま市告示第512号）</li> <li>・さいたま市介護予防通所介護サービスの人員、設備及び運営に関する要綱（平成29年さいたま市告示第513号）</li> <li>・さいたま市交流型通所サービスの人員、設備及び運営に関する要綱（平成29年さいたま市告示第514号）</li> <li>・さいたま市運動型通所サービスの人員、設備及び運営に関する要綱（平成29年さいたま市告示第515号）</li> </ul> <p>(主な基準)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人員に関する基準</li> <li>・設備に関する基準</li> <li>・運営に関する基準</li> </ul>
	設定等年月日	平成29年4月1日設定 平成 年 月 日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	毎月10日までに申請があったものを審査し翌月1日に指定を行う。
	設定等年月日	平成29年4月1日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		